

会 議 録

会議の名称	平成29年8月10日開催政策会議	
開催日時	平成29年8月10日（木曜日） 午前9時00分から 午後4時00分まで	
出席者	区長、宮崎副区長、岡田副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、地域行政部長、区長室長（途中退出）、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備政策部長、会計管理者、教育次長、区議会事務局長	
審議概要	1	次期情報化事業計画（平成30～33年度）素案について 政策経営部 【意見等】 ・ペーパーレス化については議会でも関心が高いため、情報化事業計画をもとに情報政策課を中心として庁内体制を推進すべきとの意見に対して、ペーパーレス会議については今年度から庁内で試行し、順次、課題の洗い出しなど進めていく旨の説明があった。 ・第2章から第3章でこれまでの背景や取組みを評価しているが、それを踏まえた今後の取組みというものが資料として見え辛いため、表現や構成を工夫すること。 ・現情報化事業計画の柱がクラウドや仮想化だとしたら、次の4年間の計画の柱は何か、ということを分かりやすく表現すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。
	2	平成30年度予算編成にあたっての基本方針等について 政策経営部 総務部 【意見等】 ・予算編成にあたっての基本方針の記載内容について、補助金の適正な執行に向けて、外郭団体をはじめとする補助金を交付している財政援助団体については、補助金交付事業の適正だけではなく団体自体の適正についても引き続き確認をした上で補助金の予算見積もりをするよう表現を強調すること。 ・予算編成にあたっての基本方針の記載内容について、ふるさと納税に関する記述については、各部の事業特性を活かした減収対策を提案させるよう追記すること。 ・組織・職員定数の基本方針の記載内容について、働き方改革について具体的な取組み方針など追記すること。また、障害者雇用の促進についての方針も記載すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。
審議概要	3	第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画(素案)について 教育委員会事務局 【意見等】 ・ICTなど、第1期での取組みを振り返った上で、第2期の取組みに具体的に反映させることを検討すること。 ・新規、拡充、見直しなど、第1期との違いを概要版で説明できるよう工夫すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
	4	第2次世田谷区立図書館ビジョン第2期行動計画（素案）について 教育委員会事務局 【意見等】 ・データを示しながら第1期の振り返りをするよう検討すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
審議概要	5	中央図書館における「多文化体験コーナー」等の整備・活用について 教育委員会事務局 【意見等】 ・中心的な事業内容について、現時点の想定内容を記載し、イメージをもちやすくすること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。

審議概要	6	世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)素案について	教育委員会事務局
		【意見等】 ・第1期の振り返りを具体的に書くよう検討すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	7	風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)素案について	都市整備政策部
		【意見等】 ・特定の区域を環状七号線・環状八号線に限定したのはなぜかという質問に対し、広範囲の風景に与える影響が大きい屋外広告物が多く存在しているためである、246や甲州街道は高架の高速道路があるため沿道からの視認性が悪い、高速道路がなく視認性の高い環状七号線・環状八号線から始め、徐々に拡大していくとの説明があった。 ・誘導の対象となる屋外広告物に、のぼりは入れているかという質問に対し、のぼりも対象にしており、2ページの図でいうと「広告旗」がそれにあたるとの説明があった。 ・事業者によれば看板が目立たないと思うのではないかと、どう説得するのかという質問に対し、ガイドラインの地域別の誘導方針で基準を示すことで誘導する、罰則は定めていないが、関係団体には基準を予め周知するとともに、屋外広告物設置の計画の相談がきた際には、区の考えをきちんと示していくとの説明があった。 ・ユニバーサルデザインの考え方も取り入れているのかという質問に対し、ユニバーサルデザインの視点も事業者に対してきちんと伝えることができるとの説明があった。 ・チェーン店で色が統一されているようなコーポレートカラーは誘導できるのかという質問に対し、建築物の指導は既に行っているが、誘導事例の写真を見せると納得してもらえる場合もあるため、実績を積み重ねて働きかけていくしかないとの説明があった。 ・協議対象とするのは新設するものだけで、既存のものを変えさせるまではいかないのかという質問に対し、特定の区域については、新規設置及び張替えなど変更の際に協議を要することになるが、既存の変更を求めることまではしないとの説明があった。 ・事業者が相談に来たときに誘導だけでなく、専門家派遣をする等、能動的に誘導する仕組みにしないのかという質問に対し、東京都屋外広告物条例に基づく指導と連携しながら周知を徹底し、積極的に屋外広告物を調整できる手法についても今後検討していくとの説明があった。 ・都屋外広告物条例に色の規制はあるのかという質問に対し、一般的な地域については、屋外広告物の規模や位置等についての規定が主であり、風景づくりの観点による色等の誘導についてはガイドラインで対応していくとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	8	世田谷区スポーツ推進計画 後期年次計画(素案)について	スポーツ推進部
		【意見等】 ・目指す姿の達成に向けて、具体的な目標数値を示すこと。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	9	世田谷区立北沢区民会館の指定管理者候補者の選定結果について	北沢総合支所
		【意見等】 ・財務審査の方法を、他の指定管理施設と統一すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	10	世田谷区立老人休養ホームの指定管理者候補者の選定結果について	生活文化部
		【意見等】 ・財務審査の方法を、他の指定管理施設と統一すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	

審議概要	11	世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者候補者の選定結果について	生活文化部
		【意見等】 ・財務審査の方法を、他の指定管理施設と統一すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	12	世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定結果について	障害福祉担当部
		【意見等】 ・今後は、施設改修の時期等を勘案しながら民営化を含め検討していく旨の説明があった。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	13	世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例案について	子ども・若者部
		【意見等】 ・法律上の位置づけについて、国の厚生労働委員会では、法定化に向けて検討するとの大臣答弁がされている旨の説明があった。 ・条例案の趣旨等の記載について、これまでの産後ケアセンターの法定化に向けた経過を踏まえて精査すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	14	第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について	高齢福祉部
		【意見等】 ・国が示す地域共生社会の実現に向けた取組みの推進について、計画に反映させていくこと。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	15	せたがやノーマライゼーションプランの一部見直し及び第5期世田谷区障害福祉計画の素案について	障害福祉担当部
		【意見等】 ・ノーマライゼーションプランについて、法改正やこの間の社会情勢を踏まえて必要な改定を行った旨の説明があった。また、区が進めている地域包括ケアシステムの視点を踏まえ、計画に反映している旨の説明があった。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	16	世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画（素案）について	障害福祉担当部
		【意見等】 ・サービスの質の確保に向けて、運営事業者と引き続き調整を進め、利用者には丁寧に説明していくこと。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	

審議概要	17	梅ヶ丘拠点整備事業に伴う世田谷区立保健センター条例改正及び指定管理者選定について	※保健福祉部 障害福祉担当部 世田谷保健所
		【意見等】 ・精神障害に関する相談機能の強化に向けた検討を引き続き進めていくこと。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
審議概要	18	世田谷区産業ビジョン（素案）及び世田谷区産業振興計画（素案）について	産業政策部
		【意見等】 ・産業は幅広く捉えるべきであり、産業ビジョン懇話会の内容をまとめ、今後どうつなげていくのかを概要版で示すこと。 ・社会状況や将来の展望を踏まえ、具体的な区の産業政策を示すこと。 【審議結果】 ・出された意見を基に付議事案は再調整とする。	
審議概要	19	世田谷区新実施計画【後期】(素案)について	政策経営部
		【意見等】 ・「自治体間連携の推進」の概要は、自治体間の相互協力による課題解決を目指していることを踏まえて書き直すこと。 ・重点政策2の「横断的連携により進める取組み」は福祉との連携を取り入れて書き直すこと。 ・「文化・芸術資源の魅力発信と子どもの創造性の育み」の事業名に「歴史」の文言を追加すること。 【審議結果】 ・付議事案を了承とする。	
備考			
所管課 (会議録作成所管)		政策経営部 政策企画課	